

## 論説

# イランにおける選挙制度と女性の政治参加 —伝統的制度と価値観に挑戦するイランの女性たち—

貫井万里

研究員

公益財団法人、日本国際問題研究所

### 1. はじめに

1979年のイラン革命後、政治制度から、社会、文化、日常生活までイスラーム化政策が推進され、家族関係、結婚、離婚、服装など女性に係わる法律に、イスラーム法が色濃く反映されるようになった。その結果、女性からの離婚や養育権の請求が困難となり、肌や髪の毛を見せない厳格な服装規定が適用されるようになった。その一方で、政府は、イスラームの枠内での女性の政治や経済、社会活動への参加を奨励したため、女性の進学率や就業率は革命前から大きく前進した。例えば、女子大学生の割合は、革命前の1978年には31.8%であったが、2006年には63.7%に拡大し、女子の進学率が男子を凌駕した。女性の就業率も1978年の13.6%から、2006年に18.5%に上昇し、1971年に2.5%にすぎなかった女性ジャーナリストの割合は、2006年には22%に拡大した<sup>1</sup>。そして、2016年2月26日の第10期国会選挙と4月29日の第2回投票の結果、17名の女性が選出され、イラン・イスラーム共和国史上最大の女性議員が誕生した<sup>2</sup>。

本稿では、イランの女性参政権の歴史と国会選挙の制度を概観し、次に革命後の女性議員の果たしてきた役割と第10期国会選挙の結果を分析する。最後に、他の中東諸国との比較を通して、イラン女性の政治参加のあり方を位置づけることとする。

### 2. イランの選挙制度

#### (1) 女性参政権の歴史

イランで初めて議会選挙が実施されたのは、1906年のことである。当時、選挙権は25歳以上の男子イラン国民に限られ、階層別選出方式の制限選挙であった。1905-11年の立憲革命期には、女性の権利拡大や参政権を求めて多数の女性運動組織が設立された。活発な女権運動が展開されたが、女性参政権付与は、1963年まで待たねばならなかった。パフラヴィー朝第2代国王のモハンマド・レザー・シャー（在位1941-1979年）は、アメリカからの経済的・政治的支援を得る必要から、ケネディー政権の勧告に応じる形で「白色革命」と呼ばれる上からの改革を断行した。その主目的は、大地主制を解体し、国民の大多数を占める農民から支持を得るための農地改革であったが、欧米諸国に対し、イランの近代化をアピールするべく、女性参政権の付与も改革項目の中に盛り込まれた。

女性参政権に対する最大の抵抗勢力は、イスラーム宗教界であった。中でもルーホッラー・ホメイニー師は、女性参政権をイスラームの伝統的価値を破壊し、欧米に追随する

ものとして激しく批判した。イスラーム法の伝統的な解釈では、女性は男性に比べて理性的な判断に劣ると解釈され、契約を含む法的手続きの証人として、男性の半分の価値しか認められてこなかった。伝統的なシーア派のイスラーム法学者にとって、女性が男性と同等に政治的・法的な判断を下し、立法行為に参加することに大きな抵抗感があった。

そうした反対を押し切って、国王は 1963 年 1 月 26 日に国民投票を敢行して「白色革命」の実施を決定した。1963 年 9 月 17 日には国会選挙が行われ、初めての女性議員 6 名が誕生した。加えて、国王は 2 名の女性を上院議員に任命した。イラン初の女性上院議員で女性弁護士協会会長であったメフランギーズ・マヌーチェフリヤーンは、1964 年に女性の権利向上を目的として民法改正案を提出した。イスラーム法に基づいて許容されてきた男性の 4 人まで妻帯する権利や一方的離婚を制限する同法案は、シーア派イスラーム宗教界から大きな反発を受けた。しかし、女性議員たちの尽力と国王や王室の女性たちの後押しを受け、1967 年 6 月 15 日に議会で承認され、民法を補完する特別法として「家族保護法」が成立した<sup>3</sup>。その後、同法が運用される中で生じた問題を解決するために、1975 年に改正された新しい家族保護法では、男性からの一方的な離婚や複婚の条件がさらに厳格化され、母親への養育権付与条件の緩和、婚姻最低年齢が男性 18 歳から 20 歳、女性 16 歳から 18 歳に引き上げられた。複婚に関しても、1967 年の家族保護法は裁判所の許可を、1975 年の改正法では、さらに最初の妻の同意を要件とした。同法は、当時のイスラーム世界において非常に革新的な家族法として、国内外の専門家や中上流階級のイラン女性から高い評価を受けた<sup>4</sup>。

1978 年から開始した、国王の独裁に反対する運動には、政治の民主化や自由化を求めて、左翼ゲリラ組織から、イラン共産党、民族主義政党、イスラーム宗教団体まで、様々なイデオロギーを掲げる組織が参加し、デモ行進には男性と肩を並べて多くの女性たちが参加した。1979 年の革命後の権力闘争の結果、ホメイニー師が率いるイスラーム勢力が権力を掌握した。その際に大きな役割を果たしたのが、選挙であった。

1979 年 3 月 30-31 日に「イスラーム共和制か否か」を問う国民投票、12 月 2-3 日に「イラン・イスラーム共和国憲法」承認の国民投票が実施された。90%以上の圧倒的多数の支持を得て、十二イマーム・シーア派の教義に基づき、大統領の上に最高指導者を仰ぐ「イスラーム法学者の支配体制」を根本原理とするイラン・イスラーム共和国が誕生した。そして、革命を指導した他の指導者が暗殺や病気で死去した中、ホメイニー師は、国民投票の結果を受けて 1979 年 12 月に最高指導者に就任した。

1980 年 3 月に行われた第 1 回イスラーム革命評議会（国会）選挙では、弟子のモハンマド・ベヘシュティー師率いるイスラーム共和党が、最高指導者のカリスマ的人気を利用して選挙戦を有利に導いた。ホメイニー師は、革命運動の中で大きな力を発揮した女性の動員力や一票の重みを認識し、女性の政治参加は「イスラーム的義務である」として、革命後も女性の参政権を保障した。

## (2) イラン・イスラーム共和国の選挙制度

1979年12月に成立した憲法（1989年7月改正）において、「イラン国民各個人は男女の別を問わず、全員ひとしく法律の保護をうけ、イスラーム教の基準に基づき、人間的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利のすべてを享受する（第20条）」と、イスラームの枠内での男女平等が謳われている。そして、憲法第62条、107条、114条によって、それぞれ国会議員、最高指導者を選出する専門家会議議員、大統領が、国民の直接選挙によって選ばれることが明記されている。2007年4月15日に改定された国会選挙法によれば、18歳以上の男女イラン・イスラーム共和国国民に選挙権が付与されている（第27条）。被選挙権は、①イスラームとイラン・イスラーム共和国体制を信奉し、②イラン・イスラーム共和国国民で、③憲法とイスラーム法学者支配体制に忠誠を表明し、④学士あるいはそれと同等の学歴を有し、⑤選挙区において悪評がなく、⑥視覚・聴覚・言語能力に障害がなく、⑦30歳以上75歳以下の人物に認められている（選挙法第28条）<sup>5</sup>。

この被選挙人の資格を審査するのが、イラン・イスラーム共和国の最高権力者である最高指導者によって任命された6名のイスラーム法学者と、司法権長（最高指導者によって任命）に推薦された6名の一般法学者によって構成される監督者評議会である。この組織は、国会議員のみならず、大統領や、最高指導者を選出する専門家会議議員の立候補者の資格の審査を担い、かつ国会で成立した法律がイスラーム法に適合しているかを監督する権限をもつ。国会議員の定数は、290名で、任期は4年である。有権者は、身分証があれば、全国どこの投票所でも投票ができ、優先順位付連記投票制度の下、複数候補者に投票できる。30名の定数をもつテヘランなどの大都市では、有権者は全候補者の名前を覚えきれないため、各政治派閥の発行している推薦リストを携行して投票することが多い。総投票数の25%以上に満たなかった候補者は、第2回投票によって当落が決定される<sup>6</sup>。



図1 テヘラン選挙区の国会議員及び  
専門家会議の投票用紙  
(出所: <https://twitter.com/MajlisMonitor>,  
Posted on February 26, 2016)



図2 投票所内で選挙に臨む女性たち  
(出所: 2015年6月10日付メフル通信)



図3 投票所前で身分証を提示して並ぶ人々  
(出所: 2016年2月26日付メフル通信)

### 3. 革命後のイランの女性議員の役割

#### (1) 第1期から第9期国会における女性議員の位置

革命後も女性参政権が保障されたため、第1期国会では4名の女性議員が選出された。以後、表1にあるように、第1期から第10期国会まで女性議員の議席総数は95議席、全62名の女性議員が議会の一画を占めてきた。

表1 イランにおける女性議員の割合の変遷(1963-2016年)

議会(期間)		女性議員数	割合%
革命前	第21期国民議会(1963-1967)	7	3.5
	第22期国民議会(1963-1971)	10	3.5
	第23期国民議会(1971-1976)	17	6.5
	第24期国民議会(1976-1979)	18	7
革命後	第1期イスラーム議会(1979-1983)	4	1.8
	第2期イスラーム議会(1983-1987)	4	1.5
	第3期イスラーム議会(1987-1992)	4	1.4
	第4期イスラーム議会(1992-1996)	9	3.3
	第5期イスラーム議会(1996-2000)	14	5.1
	第6期イスラーム議会(2000-2004)	13	4.4
	第7期イスラーム議会(2004-2008)	13	4.4
	第8期イスラーム議会(2008-2012)	8	2.8
	第9期イスラーム議会(2012-2016)	9	3.1
	第10期イスラーム議会(2016-2020)	17	5.9

(出典) Vakil, Sanam, *Women and Politics in the Islamic Republic of Iran: Action and Reaction*, Bloomsbury: London, 2011, p. 125 及び各種資料を基に筆者作成。

#### (2) 女性議員の立法活動

1967年に制定され、1975年に改定された家族保護法は、革命後、イスラーム法と矛盾するとの監督者評議会の判断により停止し、家族関係の法規定として1930年代に制定された民法や婚姻法が使われることになった。それらの法律の内容は、時代にそぐわず、混乱をきたし、裁判官によっては家族保護法を参照して判決を出す者もいた。そうした法律と現実社会のギャップを埋めるために、女性議員たちは、伝統的な議員やイスラーム法学者を敵に回さないよう、イスラーム法解釈の枠内で女性の権利の回復と向上を目指して様々な法案の成立を試みてきた。

第1期国会(1979-83年)は、革命後の混乱と1980年のイラクによる侵攻という政治的危機の時代にあったため、女性や家族の問題は後回しにされる傾向にあった。第1期国会会期末に、イスラーム共和党員のマリヤム・ベフルズイーが、戦争などで夫を亡くした妻に子どもの監護権を付与する法案を提出した。同法案は、多くの反対論もあったが、ホメイニー師と並ぶ革命のリーダーであり、リベラルな民族主義を掲げるイラン自由運動創設者のマフムード・ターレガーニー師の娘、アーザーム・ターレガーニー議員を含む他の女性議員の強い賛同も得て承認された<sup>7</sup>。

第2期国会(1983-87)と第3期国会(1987-92)は、イラン・イラク戦争(1980-88)期と重なり、国会での議論も戦争の影響を色濃く反映していた。イラン・イラク戦争で、イランは約15万人の兵士と約1万6千人の民間人の犠牲者を出したとされる<sup>8</sup>。戦争末期には、成年男子だけではなく、15歳以下の少年や中高年の男性も「バスィージ(志願兵)」として募集され、戦地に派遣された。女性たちも銃後の社会を守るため

に、労働市場に駆り出され、看護や後方支援のために自ら志願して前線に赴く女性もいた。女性議員たちは、当時社会問題となっていた戦争で夫や父親を亡くした女性や子どもを救済するために、殉教者や捕虜の給料や保険をその家族に譲渡する法案や、保護者のない女性や子どもへの手当に関する法案を提出した。しかし、当時、国家財政が逼迫していた上に、男性議員の間では、未亡人救済法の代わりに、複婚の条件を緩和すれば、未亡人や保護者のいない女性は、二番目あるいは三番目、四番目の妻として生活が保障され、救済されるとの意見が根強く、これらの法案は却下ないし、棚上げされた。他方で、女性の半日勤務や30年の退職年限を規定する、女性の労働環境改善を目的とした法律は承認された<sup>9</sup>。

戦時下のイランでは「産めよ殖やせよ」と多産が奨励されていたが、戦後の経済難の中で、1993年5月16日に「家族及び人口計画法」<sup>10</sup>が第4期国会で成立し、政府の主導で産児制限と家族計画が推進された。また、1979年11月にアメリカ大使館占拠事件以降、イランはアメリカと断交して経済制裁を課され、「革命の輸出」政策によって近隣国から孤立してきた。しかし、経済復興のために、アクバル・ハーシェミー・ラフサンジャーニー大統領（在任1989-97年）は、外国からの投資を呼び込むために、対外関係改善策に転換した。1994年2月20日には、国連「子どもの権利条約」への加盟が国会によって承認されている<sup>11</sup>。この時期には、女性や子どもの権利に以前よりも注意が払われるようになり、1992年に離婚に関する規定の改正法が成立し、女性からの離婚要求の条件が緩和された。さらに画期的なことには、妻に落ち度ないにもかかわらず、夫が一方的に妻に離婚要求をした場合、結婚期間中に妻が行った家事労働に相当する金額が離婚時に支払われることとなった<sup>12</sup>。この条項の目的は、夫による一時的な感情による安易な離婚言い渡しを制限し、決意をもって離婚する場合にも、妻に十分な慰謝料が支払われるしくみを法的に整備することにあった。

1996年の第5期国会選挙では、320名の女性が立候補を宣言し、179名が監督者評議会の事前資格審査を通過し、290議席中14議席が女性によって獲得され、革命後最大の女性議員が誕生した。ラフサンジャーニー大統領の娘で、「ザン（女性）」新聞編集長のファーエゼ・ハーシェミーはテヘランで第2位の得票数で当選した。第5期国会には、女性・家族問題特別委員会が設立され、教育分野での女性差別の解消（女性が入学できない専攻や割当人数制限の撤廃）、職業での女性差別の解消（革命直後に女性に禁止された裁判官や警官任用の禁止の撤回）、婚姻契約において女性が交渉できるよう婚姻手続きの改正、離婚条件の緩和と離婚後の女性の生活保障の実現に向けて51の法案が提出された。そのうち37の法案が議会を通過し<sup>13</sup>、女性の離婚の権利と子どもの養育権が拡大し、離婚時に支払われる婚資が婚姻契約当時の額ではなく、離婚時の物価上昇（インフレ）率が考慮されることとなった<sup>14</sup>。一方の親が麻薬やアルコール中毒者であったり、虐待の事実が判明したりした場合、もう一人の親に子どもの養育権を強制的に付与できる法律も成立した<sup>15</sup>。また、当時、増加しつつあった女性や家族問題の係争を専門的に扱えるよう既存の裁判所の一部を家庭裁判所に転換する法律が成立した<sup>16</sup>。こうした動きは、経済復興のために、女性の社会進出を支持するラフサンジャーニー政権の政

策や、革命の熱狂から覚め、イデオロギーよりも安定や生活水準の向上、経済発展を歓迎する国民世論を反映していたと考えられる。

1997年の大統領選挙では、多くの若者と女性の支持により、当初の予想を裏切って改革派のモハンマド・ハータミー師が当選した。ハータミー大統領（在任 1997-2005年）は、革命後初めて女性のマースーメ・エブテカール環境大臣を副大統領に任命し、女性の社会・政治・労働参加を積極的に支援した。ラフサンジャニー政権下に設立された大統領府附属女性センターは、女性参画センターと名称変更し、女性関連の政策立案やプロジェクトを主導した。また、ハータミー政権下では、政治の自由化と民主化を目指し、「開かれたイスラーム市民社会」の創成のために NGO 活動が奨励され、2000年の第3次開発計画では NGO への助成金の割り当てが大幅に増加した。その結果、1997年にはわずか67にすぎなかった女性関連 NGO が、2005年には337に増加した。女性開発プロジェクトで地方や農村の女性向けのコースやセミナーに参加した女性たちの多くが、1999年2月に革命後初めて実施された地方議会選挙に立候補し、地方議員に選出された<sup>17</sup>。

2000年に実施された第6期国会選挙では、ハータミー大統領の人気の追い風となって改革派議員が多数当選し、65%の議席を占めた改革派が与党となった。13名の女性議員は、委員会の要職に就任し、「女性議員連盟」(Fakaksiōn-e Zanān)を結成して一連の女性・家族関連法案の立案とロビー活動を積極的に展開した。第6期国会(2000-04年)で女性議員連盟が提出した法案で通過したのは、女性からの離婚要求の緩和<sup>18</sup>、社会福祉法、子どもの監護年齢の引き上げ、体外受精に関する法律<sup>19</sup>、妻に支払われる扶養料の範囲の拡大<sup>20</sup>、男性と女性の賠償金の平等化、女性の国籍条項の改正、治療目的の中絶の認可、女性の最低婚姻年齢の引き上げ(9歳から13歳)<sup>21</sup>などである

イスラーム法では、基本的に子どもの親権は父親乃至祖父に付与されているが、子どもを養育し、監護する権利は、女子は7歳まで、男子は2歳まで母親に認められてきた。2002年7月28日の民法第1169条の改正によって、母親による息子の養育期間を2歳から7歳に引き上げられた。さらに7歳を迎えた子どもの監護権は、裁判所が子どもにとってより相応しい養育環境が整っている親に付与することが定められた<sup>22</sup>。法律制定後、多くの離婚した父親が息子の養育権を妻に引き渡すことに賛成している一方で、貧しさのために母親が養育権を請求しないケースや、父親が麻薬中毒のため、満足に子どもを養育できないにもかかわらず、離婚した妻への子どもの引渡しを拒否するケースが浮上した。女性の貧困解消のために、女性議員たちは、2004年5月10日に「社会福祉・保障の総合的システム構築の法律(社会福祉法)」を成立させた<sup>23</sup>。

2001年頃から、世俗的な女性活動家が国連女子差別撤廃条約(UN Convention on the Elimination of Discrimination Against Women of 1979, CEDAW)を批准することで、国内の女性差別的な法律の改革を目指す運動を開始した。第6期国会の女性議員は、この動きを応援し、女子差別撤廃条約批准法案を策定した。女性議員連盟の努力で、閣僚と男性

議員の賛同を得ることに成功し、保守派議員の猛反対にもかかわらず、この法案は議会で通過した。最終的には監督者評議会が「同条約は、相続、報復刑、殺人者が被害者に支払う賠償、離婚、名誉、成年、ヒジャーブ（服装規定）、複婚などの項目において、イスラーム法と齟齬をきたす」との理由で却下した<sup>24</sup>。

第6期国会議員を務めたエラヘ・クーラーイーによれば、「女性議員の活動は、議会外のより急進的な女性活動家からは生ぬるく遅すぎると批判され、議会内外の伝統的な男性たちからは、(男性の地位を脅かす反イスラーム的な)『フェミニスト』として警戒され、板挟みにあいつつも、現実には照らし合わせて実現可能な分野に焦点をあてて少しずつ実績を積み上げることに努力した」と国会での活動を述懐している<sup>25</sup>。こうした第6期国会の女性議員の活躍は、マスコミや世間で多くの注目を集めた。国連女性差別撤廃条約の批准に向けた女性議員のロビー活動は、一般の女性たちにも大きな支持を受け、イデオロギーを超えた様々な女性団体や、当時、急増しつつあった女性や家族関連のNGO団体の運動とも連動して大きな盛り上がりを見せた。

第7から第9期国会選挙では、監督者評議会の事前の資格審査で大量の改革派議員が失格と判断され、第5期や第6期国会で活躍した女性議員たちの多くが出馬を断念した<sup>26</sup>。代わって台頭したのが「原則主義派」と呼ばれる「イスラーム体制」の原則を擁護する勢力である。原則主義派は、ハータミ大統領の選出と第6期国会での改革派の躍進に危機感を覚えた伝統保守派と、イラン・イラク戦争の多大な犠牲が経済復興や対外融和によって忘れ去られることを懸念する革命防衛隊やバ斯基ージを基盤とする強硬保守派から構成される。革命防衛隊は、戦後に道路交通網の建設を中心とするインフラ整備事業で経済界に進出し、2000年代以降、ハーメネイ最高指導者の庇護の下、政界で急速に台頭した。原則主義派の拡大をさらに促進したのが、同派の支持で当選したマフムード・アフマディーネジャード大統領（在任2005-13年）である<sup>27</sup>。

第7期から第9期国会で当選した女性議員の大半は、原則主義派に所属し、女性議員連盟は活動停止状態で、女性の権利を拡大に向けた目立った動きがなかった。そればかりか、これまで築き上げた様々な女性関連法案の巻き返しを図るアフマディーネジャード大統領を始めとする原則主義派の動きに多くの女性議員が同調した。このため、伝統保守派で元国会議員のマリヤム・ベフルズィーは、「女性議員は単なるお飾りにすぎない、男性議員の政治の道具と化してしまった」と嘆いている<sup>28</sup>。

2007年に閣議提案で提出された「家族保護法案」の中には、男性の複婚を容易にし、一時婚の奨励、離婚時に女性に支払われる婚資への課税など女性に不利な条項が多く盛り込まれた。これに対して、女性議員たちは目立った動きを示さなかった一方で、国内外の女性団体や活動家が大規模な反対運動を展開した結果、特に反対の大きかった条項は削除・修正された上で、同法は2013年4月9日に成立した<sup>29</sup>。



国会で挙手する女性議員(出所:2015年12月19日付メフル通信)

#### 4. 第10期国会での女性躍進の背景と分析

##### (1) 第10期国会選挙

第7期以降の女性議員に目立った活躍がなかったため、第10期国会への17名の女性当選は、メディアにおいて大きく報道され、女性たちの間でもその活躍に期待が寄せられている<sup>30</sup>。第10期国会選挙は、2016年2月29日に、全国207の選挙区で290議席が争われた。2015年12月19日から25日の登録期間中に、12,123名が国会議員立候補の届け出を行い、うち1,234名(10%)名<sup>31</sup>が女性候補者であった。2016年1月16日に監督者評議会は、審査の結果、国会議員立候補登録者のうち、約4,700名を合格とし、60%にあたる約7,300名を失格としたことを公表した。改革派の立候補登録者約3千名のうち、30名しか立候補資格を認められなかったとされ、大統領や国会議長による仲介を求める世論が高まった。監督者評議会は、不服を訴えた候補者の資格を再審査し、2月16日に約1,500名の資格を復活させ、最終的に6,229名(586名が女性)が選挙に出馬できることを公表した<sup>32</sup>。

今回の国会選挙に登録した現職9名(全て原則主義派)及び前職10名(改革・現実派8名、原則主義派2名)の女性議員の事前資格審査の結果は、政治派閥によって明暗が分かれた。改革・現実派系女性議員は1名を除いて全員失格となり、原則主義派系女性議員は1名を除いて全員が通過し、選挙に出馬した<sup>33</sup>。

監督者評議会の最終審査結果を受けて、2016年2月17日に、モハンマド・レザー・アーレフ元第1副大統領(在任2001-2005)が代表を務める改革・現実派連合は、推薦候補者リスト「オミード・リスト」を発表した<sup>34</sup>。改革・現実派からは、有名な女性議員候補が軒並み失格となったため、無名の新人女性候補が多数推薦されることになった。下図の通り、テヘランでは、改革・現実派系オミード・リスト30名の推薦者のうち、8名が女性であった。他方、保守系の原則主義派連合のテヘラン選挙区国会議員推薦リストで6名の女性候補の名が挙げられた。

第10期国会議員選挙の大きな特徴は、改革・現実派の有名政治家が資格審査を通過しなかったため、新人の無名候補が多数擁立され、複数の議員を選出する都市の選挙区で

は、政治派閥の推薦リストが有権者の投票行動に大きな影響を与えた。このリスト作成にあたって、核合意とロウハーニー政権を支持する伝統保守派の一部と改革・現実派の選挙協力が成立した。他方、原則主義派の候補者は、原則主義派大連合リスト、改革・現実派リスト、独立派で出馬する候補に三分し、統一した選挙戦略に欠いていた。選挙結果は、テヘランを含む大都市では、改革・現実派候補が多数当選したが、地方では原則主義派が健闘した。当選者の派閥別構成は、メディアの政治傾向によって数え方に差異があるものの、改革・現実派約 120 名、原則主義派 83-118 名、独立派 55-86 名となった。原則主義派から出馬した女性候補者は全員落選し、オミード・リストの女性候補者 13 名、独立派 4 名の女性候補が当選を果たした。

図4 改革・現実派連合テヘラン選挙区推薦リスト



(出所) <https://twitter.com/MajlisMonitor>,  
posted on February 23, 2016.

図5 原則主義派連合テヘラン選挙区推薦リスト



(出所) <https://twitter.com/MajlisMonitor>,  
posted on February 23, 2016.

表2 第10期国会議員当選者の内訳 (2016年4月30日各通信社発表、政治派閥別)	改革派系 ISNA (議席)	保守系 TASNIM(議席)
改革派	120	96
現実派		20
原則主義派寄り(伝統保守派・強硬保守派)	83	118
独立派・宗教的少数派(無所属、政治傾向不明)	86	55
投票結果の無効	1	1
合計	290	290

(出所)2016年4月30日付 ISNA 及び TASNIM 通信社の第2回選挙結果速報を基に筆者作成。

## (2) 第10期国会の女性議員

当選した女性議員は、上は 58 歳から、下は 30 歳まで年齢幅が広く、全員学士以上、5 名は博士号を持つ高学歴の女性たちである。それぞれの専門分野も社会福祉、労働問題、電気工学、外交、教育、経営学などバラエティーに富む。最も有名なソヘイラ・ジェロウダールザーデは、1996-2008 年まで国会議員を務め、第 5 期国会で、離婚時に妻へ支払われる婚資にインフレ率を加味する法律の成立を主導し、第 6 期国会で女性初の国会議長団書記に選出されたベテラン議員である。

議会内規によって、全議員は 13 の専門委員会のいずれかに所属することが規定されており、6 月以降、一連の委員会選挙が実施された。委員会は、通常 19-23 名で構成さ

れ、職業経験や専門に基づき、23名を選定し、秘密投票で委員長1名、副委員長2名、スポークスマン1名を選出することになっている。38名の議員が外交委員所属を希望し、多くの人気を集めたのに対し、議会内外での権限の小さい文化委員志望者は4名に留まった<sup>35</sup>。委員長の大半に原則主義派議員（伝統保守派7、強硬保守派3）が選出され、独立派は1ポスト、改革・現実派は予算委員会と厚生委員会の2つの委員長ポストのみの確保と、早くも議会運営において改革・現実派の躓きが露呈している<sup>36</sup>。

女性議員のうち、4名が文化委員会に所属し、4名の女性議員が社会委員会に、2名が教育研究委員会に、3名が経済委員会に所属した。パルヴァーネ・マーフィー議員は、内務評議委員会の第1副委員長に就任し、4名の女性議員が委員会書記に選出された。ジェロウダールザーデ議員は、議長団書記と文化委員長に推薦されたが、男性議員の票を十分に集めることができず、文化委員会第2副委員長の役職に留まった。

テヘラン選出のファリーデ・オウラードゴバード議員は、「私たち改革・現実系（オミード）派閥は、女性議員を含めて全体的に新人議員が多く、事前のロビー活動が不十分であったため、女性を議長団や委員会の重要ポストに多く送り込むことができなかった。しかし、議長団及び委員長選挙は1年ごとに実施されるので、次回に向けて議会内政治のノウハウを学んで、より影響力を拡大したい」との意気込みをインタビューで語っている。同様に、ジェロウダールザーデ議員は「今回の女性議員は、若くて才能あふれた女性議員が多く、議会開会后、わずか1か月にしてはとてもエネルギーに活動しており、今後に大きな期待ができる」との期待感を示している<sup>37</sup>。

女性議員は、第6期国会以降の伝統に従って、女性議員連盟を結成し、テヘラン選出改革・現実派議員パルヴァーネ・サラフシューリーを幹事長に選出した。同じくテヘラン選出改革・現実派系議員で元外交官のタイエベ・シヤーヴシーを第1副幹事長に、イスファハーン選出改革・現実派系ナーヒード・タージョッディーンを第2副幹事長に、シャベスタル選出改革・現実派系マースーメ・アーガープール・アリーシャーヒーを第1書記に、テヘラン選出改革・現実派のファータメ・ゾルガドルを第2書記に、モバーラケ選出独立派議員のザフラー・サイーディーを報道官に選出した。

今期国会には、男性議員の中にも、女性や家族問題への関心が強く、女性議員連盟への参加を希望している議員がいる。また、シャヒーンドウーフト・モウラーヴァルディー女性・家族問題担当副大統領も、女性議員連盟への男性議員参加を支持しており、今期国会では、女性や家族問題法案成立のために不可欠な男性議員と女性議員の協力関係が構築されるのではないかと期待が高まっている。そのプラットフォームとして、女性議員たちは、男性議員を含め100名の署名を得て、女性・家族問題の特別委員の設置に向けて動き出している<sup>38</sup>。

表3 第10期女性国会議員リスト(得票数順)

名前	派閥/所属委員	選挙区	得票数 (順位)	専門 (学位/前職)	その他
ソハイラー・ジェロウダールザーデ (57歳)	改革・現実派 (イスラーム労働党)/ 文化委員会 (第2副委員長)	テヘラン	1608926 (3位)	繊維工学修士号/第5、6、7 期国会議員、鉱工業省女 性問題顧問	第1回投票で 当選
ファリーデ・オウ ラードゴバード (45歳)	改革・現実派/ 教育研究委員会	テヘラン	1262112 (7位)	社会学修士号/教師、女性・若 者問題カウンセラー	第1回投票で当 選
セイエデ・ファー テム・ホセイニー (30歳)	改革・現実派/ 経済委員会	テヘラン	1218727 (10位)	財政学博士課程/セメント工業 会社等複数企業の財政顧問	第1回投票で当 選
パルヴァーネ・サ ラフシュリー (51歳)	改革・現実派/ 文化委員会	テヘラン	1198760 (12位)	社会学博士号/大学講師	第1回投票で当 選/女性議員連 盟幹事長
ファージェ・サイ ーディー (52歳)	改革・現実派 (建設の奉仕者党)/ 教育研究委員会 (第2書記)	テヘラン	1176905 (14位)	教育経営学修士号/教師	第1回投票で当 選
パルヴァーネ・マ ーフィー (58歳)	改革・現実派 (建設の奉仕者党)/ 内務評議委員会 (第1副委員長)	テヘラン	1162195 (19位)	経営学修士号/シェミーラーン 地区区長、大統領府女性セン ター国際関係部長	第1回投票で当 選
ファージェ・ゾル ガドル (45歳)	改革・現実派 文化委員会 (第2書記)	テヘラン	1155284 (21位)	アラビア言語学・文学博士号/ アル・ザハラー大学語学教授	第1回投票で当 選/女性議員連 盟第2書記
タイエベ・シャ ーヴシー (1966-67年生)	改革・現実派/ 文化委員会	テヘラン	1128370 (23位)	外交・国際関係修士号/外交 官	第1回投票で当 選/女性議員連 盟第1副幹事長
ナーヒード・ター ジョッディーン (1976-77年生)	改革・現実派/ 社会委員会 (第1書記)	イスファ ハーン	195066 (2位)	生物学博士課程/アーザード 大学教授、イスファハーン市 議会補欠議員	第1回投票で 当選/女性議員 連盟第2副幹 事長
ザフラー・サイ ー (1980-81年生)	改革・現実派 (穏健発展党)/ 社会委員会	タブリー ズ	134131 (第2回投 票1位)	政治地理学博士号/テヘラン 州女性・家族問題顧問、テ ヘラン大学女性問題研究所及 び公益評議会付属戦略研究 所研究員	第2回投票で 当選
ハミーデ・ザル アーバーディー (35歳)	改革・現実派/ 鉱工業委員会 (第2書記)	ガズヴィ ーン/ア ービーク	107391 (2位)	電気工学修士号/イラン学術 工業調査機構調査官	第1回投票で当 選
ハージェル・チヨ ナーラーニー (1978-79年生)	独立派/ 国家安全保障外交 委員会	ニーシャ ープール	75384 (2位)	社会学修士号/アル・ザフラー 大学助手、青少年知育教会 職員	第1回投票で当 選
セキーネ・アル マーシー (37歳)	独立派 (穏健発展党)/ エネルギー委員会	カンガ ーン	41804 (1位)	社会学博士課程/福祉機構職 員	第1回投票で当 選/独立派で 出馬したが現実派
サミーエ・マフ ムーディー (1984-85年生)	改革・現実派/ 社会委員会	シャフレ ザー/デ ハーカー ン	28905 (第2回投 票1位)	社会学修士号/シャフレザー市 教育専門官	第2回投票で当 選
マースーメ・ア ーガーブール・ア リーシャーヒー (45歳)	改革・現実派/ 経済委員会	シャベス タル	24952 (第2回投 票1位)	経済学博士号/通信省職員、 大学講師	第2回投票で当 選/女性議員連 盟第1書記
ハディージャ・ラ ビーイー・ファ ルダネベ (30歳)	独立派/ 社会委員会	ホルージ エン	22275 (第2回投 票1位)	化学博士号/ガズヴィーン州中 央アルボルズ郡長、コム工業 大学助教授	第2回投票で 当選
ザフラー・サイ ーディー (32歳)	独立派/ 経済委員会	モバー ラケ	20463 (1位)	工学学士/大学助手、赤新月 社職員	第1回投票で当 選/女性議員連 盟報道官
ミーヌー・ハー レギー (30歳)	改革・現実派	イスファ ハーン	193399 (3位)	法学博士課程/大学助手、イ スファハーン商工会議所環境 資源気候変動委員会委員	監督者評議会 によって当選無 効通告

(出所)各種報道を基に筆者作成<sup>39</sup>。

今回の選挙では、ハーメネイー最高指導者の姻戚で原則主義派の大物政治家ゴラームアリー・ハッダードアーデル前国会議長（在任 2004–2008）は圏外の 31 位に留まり、保守強硬派の現職議員エスマーイール・コウサリーとアリーレザー・ザーカーニーは軒並み落選となった。保守強硬派の選挙での敗北は、核合意の履行に反対する保守強硬派の選出を阻止しようとする民意の表れと解釈できる。第 1 回投票でイスファハーン選挙区第 3 位当選を果たしたミーヌー・ハーレギーは、当選後に海外で男性と握手する写真が出回り、不道徳であるとして保守強硬派からの批判が高まり、監督者評議会は当選無効を宣言した。また、保守強硬派系メディアで暴露されたロウハーニー政権の高官への給料過払い問題に関連し、2016 年 7 月 2 日にイラン国立開発基金総裁のサファダル・ホセイニーが辞任をした。強硬保守派メディアは、ホセイニー元総裁の娘で、テヘラン選挙区で第 10 位当選を果たしたセイエデ・ファーテメ・ホセイニーへの攻撃を強めている<sup>40</sup>。改革派の女性議員が、国会で議席を大幅に減らした保守強硬派の恰好の標的となり、その活動が妨害される可能性も否定できない。

第 10 期国会が、派閥闘争の激化によりレームダック状態に陥るか、制裁解除後のイランの経済立て直しに派閥間協力が形成されるか、さらには、2005 年以降停滞していた女性の地位改善や政治の自由化に向けて有意義な立法活動がなされるか、今後注視していく必要がある。

## 5. 中東諸国の女性参政権と女性議員

ここまで、イランにおける女性の政治参加の歴史と現状を概観してきたが、本節では、近隣諸国と比較することで、イランの女性の地位の相対的位置づけを把握することにする。中東において、最も早い時期に女性参政権が導入されたのは、トルコである。1931 年に政教分離を国是とするトルコ共和国が樹立されてから、3 年後の 1934 年に女性参政権が付与されている。現在のトルコ国会で女性議員の占める割合は、550 名中 82 名（14.9%）で、列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union, IPU）の女性議員比率ランキングでは世界で 122 位と目立つ地位にはないが、タンス・チルレル元首相（在任 1993–95 年）やクルド系政党国民民主主義党（HDP）共同党首のフィゲン・ユクセクダーなど、女性議員が大きな活躍をしてきた。

第 2 次世界大戦後の脱植民地化により、中東に誕生した新たな独立国の多くが共和制を採用し、世俗主義、アラブ・ナショナリズム、社会主義などを国民統合の理念として掲げた。これらの国々では、政教分離の原則に基づいて宗教界の影響力を抑制しつつ、国際的なイメージ向上を図るために、積極的に女性参政権を導入した。シリアでは 1949 年に、レバノンで 1952 年、エジプトは 1956 年、チュニジアは 1959 年、アルジェリアは 1962 年、リビアは 1964 年、イラクは 1980 年に女性参政権が付与された。現在ではアルジェリア議会は議員の三分の一（146 名）を女性が占め、世界で 37 位と上位に位置する。2010 年のジャスミン革命を経たチュニジアでも、2014 年の国会選挙の結果、217 名中 68 名（31.3%、世界 40 位）の女性議員が選出されている。

王政を敷く中東の国々は、議会の設立も女性参政権の付与も遅れたが、イランとモロッコは1963年、1973年にバハレーン、ヨルダンが1974年、クウェートは1985年、カタールは1999年、オマーンが2003年、アラブ首長国連邦2006年と次第に女性参政権を付与する国が増えた。ただし、バハレーンは、1973年に女性参政権は付与されたものの、2002年まで議会選挙自体が開催されず、クウェートの女性参政権は、1999年に廃止された後、2005年再付与されている。イランの女性議員数は、世界では175位と、IPUの女性議員ランキングでは見掛け上は、サウジアラビアやアラブ首長国連邦より下位にある。しかし、アラブ首長国連邦は、男女共に制限選挙であり、普通選挙の実現には至っていない。2013年にサウジアラビアで国王によって諮問評議会議員（定数151名）に30名の女性が任命されたが、国政レベルでの普通選挙は実現していない。また、湾岸諸国の国会自体の立法行為や君主や閣僚の権力へのチェック機能に大きな制限がかけられており、国民の十全な政治参加が果たされているとは言い難い<sup>41</sup>。従って、IPUのランキングは女性の政治参加のレベルを正確に反映していない側面がある。

女性参政権が比較遅く導入された中東諸国においても、女性議員比率が次第に上昇している一方で、日本は1945年に女性参政権が導入され、翌年の衆議院選挙で466名中39名の女性議員（8.4%）が誕生して以降、あまり大きな進展が見られず、2016年現在、衆議院議員475名中、女性議員45名（9.5%）で世界ランク157位である。日本の状況は女性参政権の交付時期や高い教育を受けた女性人口の多さから考慮すると、中東諸国と比べても見劣りがする。

表4 中東各国の女性議員比率

順位	国名	下院もしくは一院			
		選挙日	議席数	女性議員	割合(%)
37	アルジェリア	10.05.2012	462	146	31.60%
40	チュニジア	26.10.2014	217	68	31.30%
45	スーダン	13.04.2015	426	130	30.50%
50	アフガニスタン	18.09.2010	249	69	27.70%
56	イスラエル	17.03.2015	120	32	26.70%
58	イラク	30.04.2014	328	87	26.50%
58	南スーダン	06.08.2011	332	88	26.50%
75*	アラブ首長国連邦	24.09.2011	40	9	22.50%
93*	サウジアラビア	15.01.2013	151	30	19.90%
97	アメリカ	04.11.2014	434	84	19.40%
107	モロッコ	25.11.2011	395	67	17.00%
116	リビア	25.06.2014	188	30	16.00%
122	エジプト	17.10.2015	596	89	14.90%
122	トルコ	01.11.2015	550	82	14.90%
135	シリア・アラブ共和国	13.04.2016	250	33	13.20%
144	ヨルダン	23.01.2013	150	18	12.00%
157	日本	14.12.2014	475	45	9.50%
167	バハレーン	22.11.2014	40	3	7.50%
175	イラン・イスラーム共和国	26.02.2016	289	17	5.90%
180	レバノン	07.06.2009	128	4	3.10%
185	クウェート	27.07.2013	65	1	1.50%
186	オマーン	25.10.2015	85	1	1.20%
	カタール	01.07.2013	35	0	0.00%
	イエメン	27.04.2003	300	0	0.00%

(出所) Inter-Parliamentary Union のデータを基に筆者作成 (<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>, accessed on June 10, 2016)。

(注) 比較のために、日本とアメリカの数値も記載した。

## 6. おわりに

イランの女性の権利は、先進国の女性たちに比べると、まだ多くの制約があるが、一步一步前進してきた。それは、何よりも、選挙や議会、議会外の女性組織のネットワークなどを通して、イランの女性たち自身が自らの手で権利を獲得してきたということに大きな特徴がある。

イランの女性参政権は、革命前の1963年に国王の近代化政策の一環として、導入された。1963年の議会選挙で議員に当選した女性議員や王室女性の主導で、女性の権利向上のための法律が導入されたが、その恩恵は必ずしも農村や都市下層の女性には浸透しなかった。1979年の革命によって、王政期の女性・家族関連法はイスラーム法に適合しないとの理由で一部停止となり、女性の法的な権利では大きく後退した側面もあった。しかし、「イスラーム的価値観」の下での女性の政治・社会参加が奨励されたために、独特な形で女性や子どもの権利が保障され、また、一方で制限されてきた。「女性・子どもの権利向上」は、女性議員がイデオロギーを越えて協力し合える数少ないテーマであり、第1期から第4期国会まで、少ない数の女性議員たちが大きな成果を残してきた。

イラン・イラク戦争後の戦後復興期に女性の活躍がさらに推奨されたこともあり、第5期と第6期国会では、これまでの制約を改正し、さらには、国際的に見ても画期的な法律が導入されるなど、イランの女性の地位は大きく向上した。しかし、2000年以降、イラン国内の保革の対立が激化し、改革派の国会選挙の立候補が大きく制限されたため、2004年以降に当選した女性議員の多くは、保守強硬派の女性が多数を占め、「女性・家族問題」というテーマも、超党派の協力課題から、強硬保守派のイデオロギーを実践し、女性解放を推進してきた改革・現実派の影響力を削ぐ舞台として利用されるようになった。第7期から第9期の女性議員たちは、イデオロギーによって行動も束縛される傾向が強まり、女性の権利向上の旗振り役ではなく、保守的な男性議員主導の保守的な女性・家族政策を補完する役割しか果たさなくなった。

このようにイラン国内の保守化により、女性の法的権利が停滞する一方で、イラン社会では女性の晩婚化、離婚率の上昇、高学歴化と、政府の政策や法律と現実社会が乖離するようになった。2000年代以降、湾岸諸国がアメリカの民主化圧力の下で、女性参政権を次々と導入した。2015年には、ついにサウジアラビアで、女性に地方評議会選挙の選挙権と被選挙権が付与された。900名以上のサウジ女性が立候補し、21名の女性評議員が誕生したことは、国政への参加や女性の運転の許可はまだ実現していないものの、大きな進歩である。他方、2010年から始まったアラブ政変による政治的混乱や「イスラーム国」による異教徒女性の奴隷化によって女性の地位が大きく後退するなど、中東における女性の相対的な地位は変化の途上にある。中東各国における女性の地位や、女性の政治参加と当該国の民主化レベルの連関を理解するためには、各国の女性議員の活動実態や法律の中身、運用実態、社会的慣習などを総合的に分析し、比較検証していく必要がある。厳しい制約の中でのイランの女性議員の活躍は、やはり女性議員の割合が少な

い近隣国や日本の女性たちをも勇気づけるものとなろう。

## 注

<sup>1</sup> Vakil, Sanam, *Women and Politics in the Islamic Republic of Iran: Action and Reaction*, Bloomsbury: London, 2011, pp.110, 115, 120.

<sup>2</sup> 第10期国会選挙で女性議員は、第1回投票で14名、第2回投票で4名が選出された。しかし、第1回投票でイスファハーン選挙区第3位当選を果たしたミーヌー・ハーレギーは、当選後に海外で男性と握手する写真が出回り、監督者評議会は当選無効を宣言した。これに対し、ハーレギーは写真が偽造であるとして不服を訴えたため、内務省と監督者評議会が調査を実施し、ハーレギーを推薦した改革派やハサン・ロウハーニー大統領からも、当選無効を取り消すよう要請がなされていた。内務省と監督者評議会の見解が対立したために、この問題はマフムード・シャーフルーディー元司法権長が委員長を務める三権係争解決調整委員会に委ねられ、ハーメネイー最高指導者に調査結果が報告された。5月31日の報道によれば、ハーメネイー最高指導者がハーレギーの当選を無効と最終判断した（2016年5月31日 BBC Persian 報道「イラン議員：ミーヌー・ハーレギーについてのハーメネイーの最終的見解が表明された」

([http://www.bbc.com/persian/iran/2016/05/160531\\_iran\\_khaleghi\\_khamenei\\_larjani](http://www.bbc.com/persian/iran/2016/05/160531_iran_khaleghi_khamenei_larjani), accessed on June 1, 2016)。

<sup>3</sup> 森田豊子「モハンマド・レザー・パフラヴィー期における『家族保護法（1967年成立）』についての覚書」『イスラーム地域研究ジャーナル』第6号、2014年、55-57頁；Esfandiari, Haleh, “Political-Social Movements, Unions and Workers’ Movements: Iran,” *Encyclopedia of Women and Islamic Cultures (Vol. 2): Family, Law and Politics*, edited by Suad Joseph and Afsāna Nağmābādī, Leiden: Brill, 2005, pp. 681-682.

<sup>4</sup> 森田豊子訳「イラン家族保護法（1967年成立）」『イスラーム地域研究ジャーナル』第6号、2014年、58-64頁；森田豊子「モハンマド・レザー・パフラヴィー期における『家族保護法（1975年成立）』についての覚書」『イスラーム地域研究ジャーナル』第7号、2015年、64-67頁；Ziba Mir-Hosseini, “Family Law in Modern Persia,” <http://www.iranicaonline.org/articles/family-law#iii>, accessed on June 13, 2016.

<sup>5</sup> <http://www.parliran.ir/index.aspx?siteid=1&pageid=229>, accessed on January 30, 2016.

<sup>6</sup> 坂梨祥「中東情勢分析—選挙後のイラン情勢」『中東協力センターニュース』中東協力センター、2016年、21-29頁。

<sup>7</sup> ニーメ・ドゥーストダール「イラン議会における女性議員の時代」ラジオ・ザマーネ、2012年1月13日 (<http://radiozameh.com/society/women/2012/01/13/9998>, accessed on June 15, 2016)。

<sup>8</sup> イラン政府発表の死者数を過大評価する見解もある(Kurzman, Charles, “Death Tolls of the Iran-Iraq War,” October 31, 2013, <http://kurzman.unc.edu/death-tolls-of-the-iran-iraq-war/>, accessed on June 28 2016)。

<sup>9</sup> ドゥーストダール「イラン議会における女性議員の時代」

<sup>10</sup> Mansūr, Jahāngīr, ed., *Qavānīn va Moqarrarāt Marbūt be Khānevāde*, Nashr-e Dourān, 1390, pp. 173-175.

<sup>11</sup> *Ibid.*, pp. 217-251.

<sup>12</sup> 1992年11月19日成立「離婚に関する規定の改正法」は、国会内で意見の相違があったため、憲法112条に基づき、公益判別評議会が内容を修正し、承認した (*Ibid.*, pp. 114-119)。

<sup>13</sup> ドゥーストダール「イラン議会における女性議員の時代」；Vakil, *Women and Politics in the Islamic Republic of Iran*, p. 26.

<sup>14</sup> 1997年7月20日に改正された民法第1082条及び1998年5月3日に閣議承認された民法第1082条第1項補足法実施細則に基づく (Mansūr, *Qavānīn va Moqarrarāt Marbūt be Khānevāde*, pp. 49-50, 80-81)。

<sup>15</sup> 1997年11月2日成立の民法第1173条の改正 (*Ibid.*, pp. 73-74)。

<sup>16</sup> 1997年8月25日「憲法第1章記載の裁判所（家庭裁判所）に、既存の裁判所の一部を割り当てる法律」 (*Ibid.*, pp. 124-125)。

<sup>17</sup> Elaheh Koolae, “Women in the Parliament,” in *Women, Power and Politics in 21<sup>st</sup> Century Iran*, edited by Tara Povey and Elaheh Rostami-Povey, Surrey: Ashgate Publishing Limited, 2012, pp. 139-140.

<sup>18</sup> 2000年9月24日の民法第1130条及び、2002年10月11日の民法第1133条の改正によって妻からの離婚要求がより容易になった (Mansūr, *Qavānīn va Moqarrarāt Marbūt be Khānevāde*, pp. 56-58)。

<sup>19</sup> 2003年7月20日成立不妊の夫婦に胚を提供する方法の法律 (*Ibid.*, pp. 171-172)。胚提供については、貫井万里・森田豊子訳註「イラン家族保護法案（2012年1月23日司法権公表）」156-157頁註12を参照。

<sup>20</sup> 2002年11月10日成立の民法第1107条の改正によって、夫が妻に支払うべき扶養料の中に、生活費の他に妻の学費が含まれた (Mansūr, *Qavānīn va Moqarrarāt Marbūt be Khānevāde*, pp. 52-53)。

<sup>21</sup> 2000年12月17日の民法第1041条の改正 (*Ibid.*, p. 43)。

<sup>22</sup> *Ibid.*, p. 63.

<sup>23</sup> 2004年5月10日成立社会福祉・保障の総合的システム構築の法律 (*Ibid.*, pp. 129-151)；Koolae, “Women in the Parliament,” pp. 142-143.

<sup>24</sup> 女性議員連盟によって提出されたCEDAW批准法案は、革命文化最高評議会によって否定され、最高指導者と数名の高位イスラーム法学者は「いくつかの条項が削除されない限り、同条約はイスラーム法に

矛盾する」との評価を下した。女性議員連盟の努力で、閣僚と男性議員の賛同を得ることに成功し、閣議では「イスラーム法に矛盾しない範囲内」という条件で女子差別撤廃条約の批准を閣議決定し、女性議員連盟は批准法案を文化委員会に提出した。反対派は「同条約が政教分離への道を開き、ホメイニー師の理念とイスラーム法学者の支配体制を崩壊させる」として猛反対したが、この法案は議会で通過した。最終的には、監督者評議会によって否決された後、同条約の批准の如何は公益判別評議会の手ゆだねられたが、現在もなお最終的な判断は示されていない（ドゥーストダール「イラン議会における女性議員の時代」）。

<sup>25</sup> Koolae, “Women in the Parliament,” pp. 141-144.

<sup>26</sup> 2004年の第7期国会選挙の際、監督者評議会による改革派候補者の大量資格失格に対し、選挙を実施する内務省職員に加え、議員139名、閣僚14名、県知事28名がストライキや辞職で抗議をした。監督者評議会は全く妥協せず、低投票率のまま選挙が行われ、原則主義派が躍進した(2016年1月20日BBC Persian報道「ロウハーニーは、資格拒否に対して何をすることができるか?」

([http://www.bbc.com/persian/iran/2016/01/160120\\_139\\_analysis\\_rowhani\\_guardian\\_council\\_election94](http://www.bbc.com/persian/iran/2016/01/160120_139_analysis_rowhani_guardian_council_election94), accessed on January 20, 2016)。

<sup>27</sup> 原則主義派の台頭とイラン内政については、拙著「イラン内政の現状分析と課題—ロウハーニー新政権の成立を軸に」『グローバル戦略課題としての中東—2030年の見通しと対応』(公益財団法人日本国際問題研究所、2014年、17-34頁)を参照。

<sup>28</sup> ドゥーストダール「イラン議会における女性議員の時代」

<sup>29</sup> 家族保護法案の成立の過程については、森田豊子・貫井万里共著「1979年革命後のイラン女性と社会変化—2013年成立家族保護法を巡って」『現代アジアの女性たち』新水社、2014年、75-100頁を参照。

<sup>30</sup> 2016年5月1日BBC Persian報道「イラン議会の新しい記録：最少の宗教学者、最大の女性」

([http://www.bbc.com/persian/iran/2016/05/160501\\_110\\_fgh\\_majlis\\_clerics\\_women](http://www.bbc.com/persian/iran/2016/05/160501_110_fgh_majlis_clerics_women), accessed on May 2, 2016)。

<sup>31</sup> 2016年3月1日Sā'at-e 24報道「第10議会は女性議員の比率で最高位の記録を示すか?」

(<http://www.saate24.com/news/139407/>, accessed on June 10, 2016)。

<sup>32</sup> United States Institute of Peace “Election Timeline, Quotes & Factoids,” *The Iran Primer*, on February 24, 2016, <http://iranprimer.usip.org/http%3A/%252Firanprimer.usip.org/blog/2016/feb/01/election-timeline-quotes-factoids>, accessed on 7 March 2016.

<sup>33</sup> 2016年2月4日BBC Persian報道「イスラーム議会の全女性：78議席、49人の女性」

([http://www.bbc.com/persian/iran/2016/02/160204\\_110\\_ir94\\_election94\\_women\\_majlis](http://www.bbc.com/persian/iran/2016/02/160204_110_ir94_election94_women_majlis), accessed on February 20, 2016)。

<sup>34</sup> 1997年に改革派のハータミー大統領選出後、同大統領の支持者を中心に、イスラーム参加戦線が結成された。同党はイランで初めて女性候補者のクォータ制を導入し、2000年第6期国会選挙では、候補者総数の三分の一を女性候補者に割り当てたため、改革派の女性議員が多数当選した(Koolae, “Women in the Parliament,” p. 143)。改革・現実派連合は、アーレフを含め、イスラーム参加戦線(2009年に解党)の元リーダーが中心となって結成されたため、女性候補者が多数擁立されたとみられる。

<sup>35</sup> 2016年6月26日BBC Persian報道「議会文化委員が文化の分野での役割が目立たない」

([http://www.bbc.com/persian/arts/2016/06/160626\\_151\\_majlis\\_culture\\_committee](http://www.bbc.com/persian/arts/2016/06/160626_151_majlis_culture_committee), accessed on June 27, 2016)。

<sup>36</sup> 2016年6月23日BBC Persian報道「イラン議会の専門特別委員会の政治派閥の配分」

([http://www.bbc.com/persian/iran/2016/06/160623\\_110\\_fgh\\_majlis\\_commissions](http://www.bbc.com/persian/iran/2016/06/160623_110_fgh_majlis_commissions), accessed on June 24, 2016)。

<sup>37</sup> 2016年6月25日Euro News報道「原則主義派の男性議員は女性議員に投票しなかった」

(<http://persian.euronews.com/2016/06/25/conservateur-deputies-didnt-vote-for-womens-in-iran-parliament/>, accessed on July 10, 2016)。

<sup>38</sup> 2016年7月8日Javan紙「バハレスターンで『女性・家族問題委員会』設立に向けた女性議員たちの大きな一歩」(<http://www.yjc.ir/fa/print/5667375>, accessed on July 17, 2016)；2016年5月7日ISNA通信報道「第10期国会の女性議員連盟は男性たちの力を活用すべきである」

(<http://www.isna.ir/news/95021810892/>, accessed on July 10, 2016)。

<sup>39</sup> 2016年3月1日Khabar Online報道「第10期国会は、女性議員の議席数で最高位を記録するか? : 当選したテヘラン地区の女性議員数」(<http://www.khabaronline.ir/detail/514646/society/family>, accessed on

June 15, 2016)；2016年3月1日Tabnak通信「第10期女性国会議員の紹介」

(<http://www.tabnak.ir/fa/print/571627>, accessed on June 15, 2016)；2016年5月5日Sedā-ye Miyāne報道「第

10期国会女性議員の横顔」(<http://vom.ir/sarasari/posts/58031>, accessed on June 15, 2016)。

第2回投票で当選した女性議員については、議員のホームページ等を参照した。2016年6月17日Khabar Online報道「第10期国会女性議員の専門委員会所属先」(<http://www.khabaronline.ir/detail/546764>, accessed on July 10, 2016)。

<sup>40</sup> 2016年7月3日BBC Persian報道「財政腐敗の非難に対し、議員の命令で訴追を逃れた」

([http://www.bbc.com/persian/iran/2016/07/160703\\_126\\_majlis\\_fatemeh\\_hosseini\\_corruption\\_allegations](http://www.bbc.com/persian/iran/2016/07/160703_126_majlis_fatemeh_hosseini_corruption_allegations), accessed on July 4, 2016)。

<sup>41</sup> 辻上奈美江『イスラーム世界のジェンダー秩序—「アラブの春」以降の女性たちの闘い』明石書店、2014年。